

交通事故の被害軽減のため、 乗車用ヘルメットを着用しましょう。



「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」
(乗車用ヘルメットの着用)
第14条第3項

保護者は、その保護する児童等[※]が自転車を利用
するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に
係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を
着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。

※児童等：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

交通事故での自転車事故の 占める割合は？

○小学生で 約**4割**

○中学生で 約**5割5分**

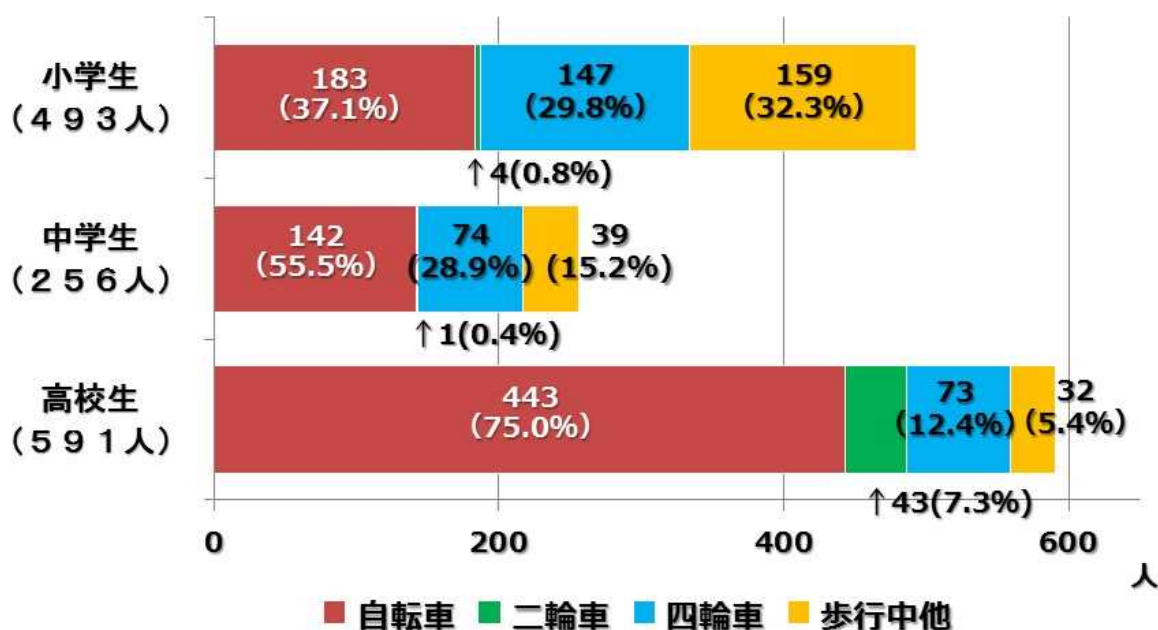
○高校生で 約**7割5分**です！



(令和2年1月～令和2年12月までの県内交通事故死傷者数における
自転車事故での死傷者数の割合 千葉県警察本部統計による)

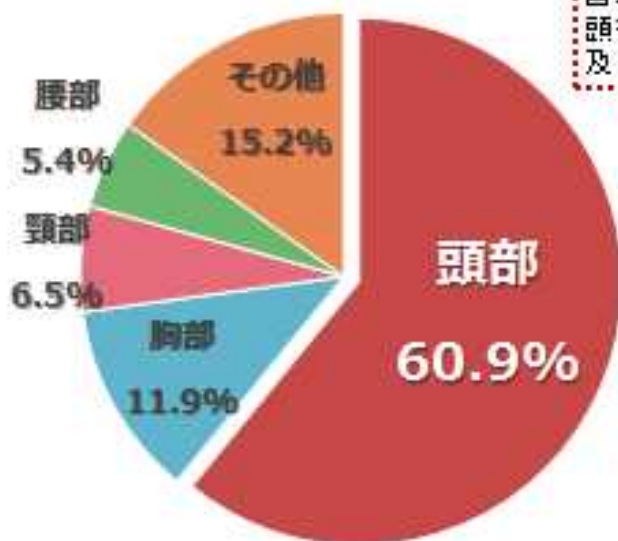
児童生徒の交通事故状態別死傷者数

(令和2年1月～令和2年12月) 千葉県 千葉県警察本部統計による



自転車事故による損傷部位別死者数の割合

(平成31年) 全国 警察庁交通局統計による



平成26年～平成30年の5年間の合計で、自転車事故での死者数2,553人のうち、頭部損傷による死者数は、1,555人に及びます。

- 乗車用ヘルメットは、転倒や事故の際に頭部への衝撃を和らげます。
- ヘルメット非着用者の致死率は、着用者の約2.5倍になります。

**乗車用ヘルメットは
被害軽減に有効です！**

(平成31年4月警察庁「自転車関連事故に係る分析」)

万が一に備えて、自転車損害賠償 保険等に参加しましょう。



「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」
(自転車損害賠償保険等への加入)

第15条第1項

自転車利用者（児童等※である場合にあっては、その保護者）は、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努め、加入していないときは、自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

※児童等：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

自転車での加害事故例1



男子小学生が、夜間自転車で時速20~30キロで坂道を下っていたところ、歩行中の女性に正面衝突した。女性は頭の骨を折り、意識の戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)